

空き地対策の強化について

国の方で空き家対策特別措置法が全面施行され、本市における計画の整備が待たれるところです。私も先日、廃墟になっているカラオケ店の跡地を見学してきましたが、入り口部分におびただしい血痕が残っており、近隣住民は大きな不安をかかえ、早急な対策が必要だと痛感してきました。こうした空き家対策では、まず所有者を明らかにすることが大事ですが、これまでは登記簿を確認するしか方法はなく、登記簿記載の住所から変更されていたり、電話番号がわからないという不便がありました。しかし、今後、空き家所有者を特定するために、空き家対策特別措置法に基づき、固定資産税データを活用して所有者、納税義務者、納税管理人の住所・氏名がわかるようになったとのことで、これまで以上に所有者の特定・連絡が進むことが期待されます。

さらに市町村によっては所有者への勧告や命令なしに市が最小限度で対処できる「即時執行」の項目を設けたり、建物が崩れるなど近隣住民らの生命や財産に危険が迫っていると市が判断した場合に、必要最小限の「応急措置」をとれるようにしているところがあります。

今回は、こうした空き家問題と同様に所有者と連絡が取れないいわゆる「空き地」の問題を取り上げたいと思います。

(1) 民有地に対する応急的な危険回避措置

本市においても所有者との連絡が取れない危険な空き地が見受けられます。実際、倒木や落石が起これば子どもたちの通学の障害になったり、物的・人的被害も危惧される箇所があります。

近隣住民の生命や財産に危険が迫っていると市が判断した場合には、倒木の伐採・処理や落石の防止、防護ネットの設置など必要最小限の「応急措置」を行えるようにすべきではないでしょうか。

(2) 所有権が不明な民有地に対する権利移転の支援

これまでも地区会として解決に向けた努力を行ってきましたが、すでに所有権が放棄され、権利移転の手続きを進めるためには全国に散らばる所有者の親戚などすべてに所有権放棄の同意書を集めなければならないという、地区会ではどうも扱いきれない事務作業と経費がかかり、地元での対策が頓挫している状態にあります。

所有権が不明な民有地の所有権移転の手続きに際し、地区等が対応する場合は手続き等に係る費用の助成を行うなど、今後、年々増加すると考えられる空き地の解消に向け、市としても対策を講ずる必要があると考えます。